

# オオミネイワヘゴ保護推進指針

## 1 保護の目標

本種は常緑性のシダ植物である。イワヘゴに似ているが、羽片の切れ込みが深く、羽片基部では羽片の中脈まで切れ込む。胞子のう群は羽軸の両側に羽軸寄りに1列に並ぶ。暖温帯域の森林に覆われた溪流岸の斜面や林縁に生育する。自生地はきわめて少なく、中国、ヒマラヤ地方に分布するが、日本では本県の1ヶ所のみである。下北山村と川上村の自生地については、すでに絶滅したと考えられる。もともと稀産であり、三重県の自生地は台風水害、シカによる食害で消失した。本県の自生地も、道路拡幅や森林伐採による消失が危惧される。またニホンジカによる影響も注視する必要がある。

このようなことから、本種の生育状況等の把握を行い、その結果等を踏まえて、生育を圧迫する要因の軽減・除去等により、引き続き生育環境の維持を図り、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標として保護施策を推進する。

## 2 保護の推進に関する方針

### (1) 生育状況等の把握・モニタリング

本種の保護施策を適切かつ効果的に実施するため、現在把握している生育地において、生育箇所数、個体数の現状及び増減、生育地及びその周辺の植生の遷移等、本種の生育状況並びに生育環境等に関する調査を継続的に行うとともに、これらに関する情報の蓄積を行う。

また、他県、研究機関若しくは保護活動団体の調査研究成果及び前述の調査結果を踏まえ、本県における、本種の生物学的特性の解明、本種を取り巻く生態系の構造の解明、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因及びその現状の把握に努める。

### (2) 生育地における生育環境の保全

本種の自然状態での安定した存続のためには、生育地の多湿な環境や周辺の植生等、本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

このため、本種の生物学的及び生態学的特性を十分に考慮して、生育環境の維持・改善のための適切かつ効果的な取組を検討する。

また、本種の生育が明らかな地域及びその周辺地域においては、土地利用や事業活動の実施に際して、本種の生育に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

### (3) 普及啓発の推進

本種の保護施策を実効あるものとするためには、各種事業活動を行う事業者、関係行政機関、県民等に対し、本種の生育状況、生物学的特性、保護の必要性及び保護に対する取組の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮

と協力を幅広く働きかける。

また、民間団体や関係機関等の協力を得て、本種及び本種の保護に理解を深めるための学習会の開催等の取組を行い、生育地及びその周辺地域における自主的な保全活動の展開が図られるよう努める。

ただし、本種の希少性に目を付けた業者やマニアによる販売・鑑賞目的の採取も憂慮されることから、具体的な生育地情報については保護上非公開とする。

なお、これらの取組については、本種の生態等に関する専門的知識を有する希少野生動植物保護専門員、本種の保護に関わる保護活動団体等の協力を得て進めるものとする。

### 3 保護の推進に関する重要事項

本種の生育地は限定され、個体数も著しく少ない状況にあるため、生育地においては、希少野生動植物保護巡視員又は巡視団体による巡視を行う等、採取防止のための対策を講ずる。

また、本種の保護施策の実施に当たっては、生育地を管理する管理主体、関係行政機関、保護活動の主体となる地元有識者、地元保護活動団体などのほか、専門的な立場から必要な啓発・調査・助言等を行う希少野生動植物保護専門員、生育地を巡視しその採取等を防止する希少野生動植物保護巡視員又は巡視団体との連携を図る。

さらに、本種に与える影響を極力軽減した工法及び管理手法の調査・情報収集に努め、本種の生育地及びその周辺地域における土地利用や事業活動での配慮への活用を図る。